東金市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２１日

東金市教育委員会教育長　　石　川　　貢　彦

東金市教育委員会規則第５号

東金市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

東金市立小学校及び中学校管理規則（昭和３９年東金市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１９条の２第１項第７号中「３月２６日」を「３月２５日」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。